

上場株式等に係る配当所得等に関する住民税 の税額算定誤りについて

1 概要

先般、都内自治体において、平成17年度から平成30年度までの「特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得」（以下「上場株式等に係る配当所得等」という。）に係る住民税の税額の算定に誤りがあったことが判明いたしました。

現在、当市においても、こうした誤りについて調査を進めております。

2 内容

住民税の税額は、原則として確定申告書の提出により、確定申告書に記載された内容に基づき算定されます。

平成15年に「上場株式等に係る配当所得等」に関する地方税法の関係規定が創設され、平成17年度以降、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が、住民税の納税通知書送達後に提出された場合には、住民税の税額算定に算入できないこととされました。

しかし、算定に誤りのあった事例では、住民税の納税通知書送達後であっても、確定申告書が提出された場合には、その内容に従い住民税の税額算定に算入するものと解釈し、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入したものです。

3 対象者等

(1) 対象者

住民税の納税通知書の送達後に、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出された方

(2) 対象人数及び対象税額

現在調査中

4 今後の対応

住民税の税額算定に誤りがあった方が確定した場合には、該当者に対し適切な対応を取らせていただきます。

問合せ先	あきる野市市民部課税課（市民税係）
	課長：山本 担当：荒井
	電話：042-558-1111
	FAX：042-558-1117